

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の
ための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）

【抜粋】

（2）選定に際しての事前の検討

- 都道府県においては、当該地域の状況等に応じてホテルを選定するに当たり、主に次の項目について確認していくことが考えられる。また、地域の状況等に応じてあらかじめ優先順位を決定しておくことが望ましい。

（中略）

②宿泊施設の借用形態

- ・ 感染防護の観点から、宿泊療養者と職員や他の宿泊者との動線（出入口、廊下、エレベーター、階段など）が分けられるなど、適切なゾーニングを行うことができる施設を選定することが必要である。
- ・ 適切に宿泊施設を管理する観点から、基本的には、一棟ごと借り上げることが考えられる。フロア単位で借り上げる場合、他の宿泊者や職員等と異なる動線を設けることができる等、より徹底したゾーニングが求められる。その際、部屋数、受け入れる宿泊療養者数との関係で、食事の配布スペース等が十分な面積を確保することが可能か、確認することが望ましい。
- ・ また、事務局によるオペレーションを実施する上で、適宜、ガウン等の着脱スペース、執務・会議スペース、医療スタッフ・事務スタッフの休憩スペースや宿泊用の部屋が確保可能か、確認しておくことも考えられる。

（出典）「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）」（令和2年4月23日（令和3年2月12日改訂））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740154.pdf>